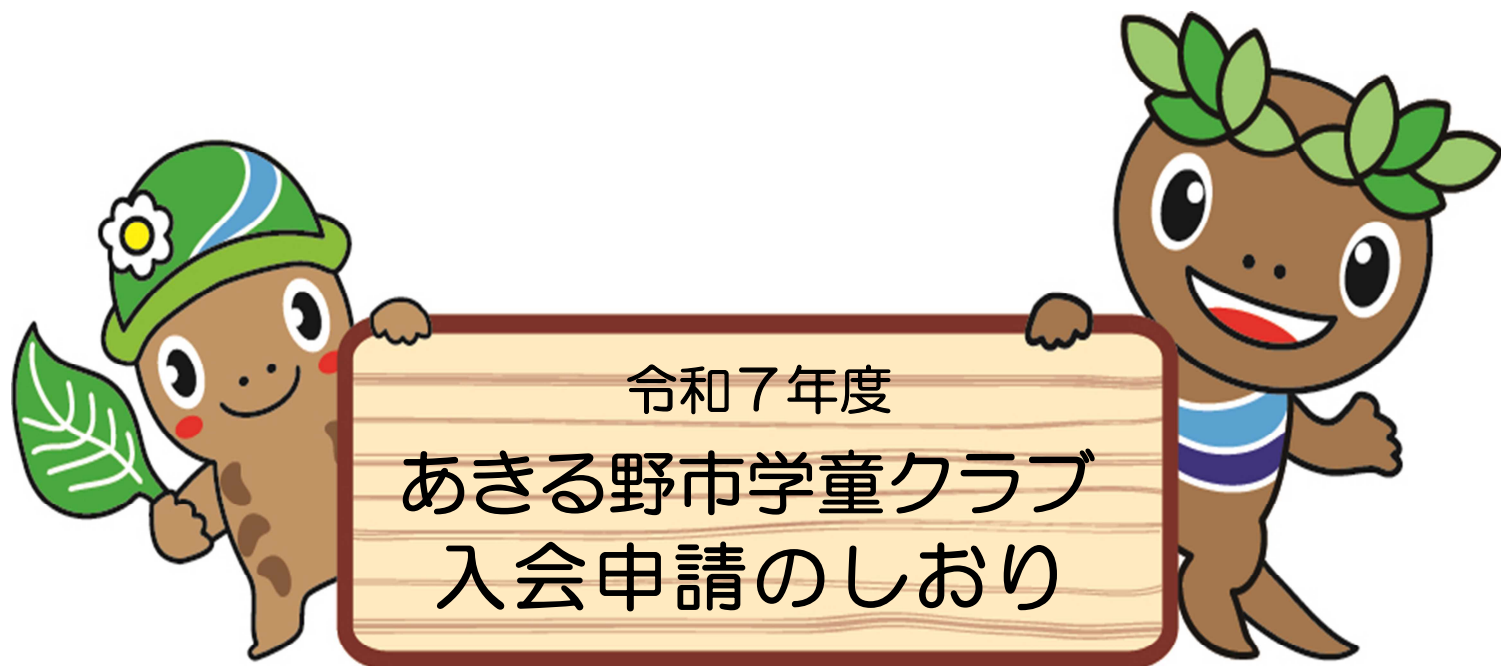




森っこサンちゃん

学童クラブとは

学童クラブは、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的に設置しています。

受付期間 入会申請は随時受け付けています。

書類配布場所及び提出先	受付時間	曜日(祝日を除く)
下記以外の児童館及び学童クラブ	午前9時～午後6時	月曜日から土曜日
五日市児童館	午前9時～午後5時30分	
五日市学童クラブ第1	午後1時～午後6時	
若竹学童クラブ第2	午後1時～午後5時	月曜日から金曜日
五日市学童クラブ第2	午後1時～午後6時	
増戸学童クラブ第1、第2	午後1時～午後6時	
秋留台学童クラブ	午後1時～午後6時	
こども政策課児童館係(市役所2階)	午前8時30分～午後5時15分	

※前田学童クラブは、野辺地区会館の工事のため、令和7年3月31日までに申請される場合は、こども政策課児童館係に申請書を提出してください。

入会可否 審査結果は後日通知いたします。

あきる野市こども家庭部こども政策課児童館係 電話 558-1250

入会の申請・期間について

入会を希望される方は、必要書類をそろえて各児童館・学童クラブ又は市役所（こども政策課児童館係）に提出してください。

入会期間については入会の日から翌3月31日までとなります。

※定員を超えて入会申請があった場合は、低学年等の必要性の高い児童を優先します。

※年度途中からの申請も随時受付けます。（ご相談ください。）

（１）入会要件と入会承認期間

入会申請をするために、保護者が必要な要件、入会承認期間は以下の表のとおりです。

学童クラブを利用したい理由 （入会要件）	入会承認期間
仕事をしているため （就労）	・入会の日から翌3月31日まで ・入会の日から雇用期間終了日の属する月の末日まで <u>のうち、いずれか短い期間</u>
病気の治療をしているため （疾病）	・入会の日から翌3月31日まで ・入院、療養を要さなくなった日が属する月の末日まで <u>のうち、いずれか短い期間</u>
出産をする予定のため （出産）	・入会の日から翌3月31日まで ・出産予定月とその前後2か月の合計5か月間 <u>のうち、いずれか短い期間</u>
親族等の介護・看護をするため （介護・看護）	・入会の日から翌3月31日まで ・入院、療養を要さなくなった日が属する月の末日まで <u>のうち、いずれか短い期間</u>
学校に通うため （就学）	・入会の日から翌3月31日まで ・卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで <u>のうち、いずれか短い期間</u>
仕事を探しているため （求職中）	・入会の日から翌3月31日まで ・入会日または退職日の翌日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで <u>のうち、いずれか短い期間</u>
その他	・必要と認める期間

(2) 提出書類

①学童クラブ入会申請書（様式第1号）

②家族健康状況等調査書

③保護者等の状況確認書類

※入会要件により、提出書類が異なります。

また、同居者（祖父母等）についても、入会要件によっては確認書類が必要です。

学童クラブを利用したい理由 (入会要件)	保護者1、2 (父、母等)	同居者 (祖父母、曾祖父母、 おじおば、いとこ等)
仕事をしているため (就労)	就労証明書 (概ね3ヶ月以内のもの)	
病気の治療をしているため (疾病)	診断書の写し(直近のもの)、 お薬手帳の写し等(過去2～3ヶ月分のもの)	
学校に通うため (就学)	在学証明書 学校の時間割がわかる書類	
出産をする予定のため (出産)	母子手帳の写し (表紙と分娩予定のページ)	
親族等の介護・看護をするため (介護・看護)	介護保険証の写し、 介護スケジュール等	
仕事を探しているため (求職中)	求職活動状況申立書	
いずれにもあてはまらない (その他)	必要と認める書類	

※「求職活動状況申立書」、「介護スケジュール」は配布する書類の中には同封しておりません。必要な方は、配布書類の受取時にお申し付けいただくか、市のホームページからダウンロードし、ご使用ください。

※兄弟姉妹が入会申請をする場合、就労証明書は同じものを使用することができます。

※入会決定後に入会要件や確認書類の内容に変更があった（「産休・育休が延長になった」「仕事を辞め、求職中になった」等）場合、再度確認書類の提出が必要になりますので、入会した学童クラブにお伝えください。

※申請書類に不備、記入漏れがあった場合、電話にて内容を確認させていただく場合があります。

学童クラブの育成について

(1) 開館日（育成時間）

学校の開校日 (平日：月曜日～金曜日)	下校時から午後6時まで
土曜日・学校休業日 (夏・冬・春休み、学校行事の振替休業日)	午前8時から午後6時まで

※日曜日と祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は休館日となります。

(2) 延長育成時間

開館日の午後6時から午後7時まで、延長育成を実施します。

延長育成を利用する場合は、事前に各学童クラブまたは市役所（こども政策課児童館係）で、延長育成利用申請をしてください。（利用に当たり、延長育成料がかかります。）

利用単位	延長育成時間
① 月単位【30分間】	午後6時から午後6時30分まで
② 月単位【60分間】	午後6時から午後7時まで
③ 1日単位【30分間】	午後6時から午後6時30分まで 午後6時30分から午後7時まで
④ 1日単位【60分間】	午後6時から午後7時まで

【ご注意ください】

- ・延長育成を利用する場合は、事前に申請が必要です。
- ・利用単位を変更する場合は、再度、申請が必要です。

例)「①月単位」を申請したが、利用日が不定期となるため、
利用単位を「③1日単位」に変更したい。←再度、申請が必要！



学童クラブに係る費用（育成料等）について

（１）通常育成料（１人当たり）

育成料（おやつ代を含む）	月額 4,200 円
--------------	------------

※在籍中は、利用がない月でも通常育成料がかかります。

※令和７年度から育成料におやつ代が含まれます。

（２）延長育成料（１人当たり）※延長育成利用者のみ

内 訳	摘 要	費 用
①月単位【30分間】	午後６時から午後６時３０分まで	月額 1,000 円
②月単位【60分間】	午後６時から午後７時まで	月額 2,000 円
③１日単位【30分間】	午後６時から午後６時３０分まで 午後６時３０分から午後７時まで	日額 100 円
④１日単位【60分間】	午後６時から午後７時まで	日額 200 円

【ご注意ください】

・①または②で利用申込された場合は、当月の利用の有無に関わらず費用がかかります。

（３）育成料等の納付について

育成料及び延長育成料の納付は、可能な限り納め忘れのない口座振替による納付にご協力をお願いします。

口座振替依頼書は、別途入会承認通知書送付時に同封しますので届き次第、金融機関または市役所（こども政策課児童館係）へ提出してください。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合、市役所ではお申込みいただけません。郵便局の窓口にてお申込みください。

（４）育成料等の減免について

育成料の減免を受ける場合は、「あきる野市学童クラブ育成料等減免申請書」を提出していただく必要があります。詳しくは、入会承認通知書送付時に同封する書類をご確認ください。

◎説明について

入会が決定した方を対象に、学童クラブのご利用に当たり、育成時間の流れや提出が必要な書類、準備していただきたい物品等につきまして、説明させていただきます。利用する前に必ず職員から説明を聞いてください。

学童クラブの所在地等

隣接している 小学校	学童クラブ	学童クラブの所在地	問合せ先	定員
東秋留小学校	若竹学童クラブ	野辺1123	558-6231	140
西秋留小学校	若葉学童クラブ	上代継303-5	559-3967	110
南秋留小学校	南秋留学童クラブ	雨間801-2	559-4646	90
屋城小学校	屋城学童クラブ	二宮東1-13-1	558-5288	60
一の谷小学校	一の谷学童クラブ	引田928	558-0266	65
草花小学校	草花学童クラブ	草花3130	558-3112	200
前田小学校	前田学童クラブ※	野辺126-4	558-7331 070-6559-5176	90
多西小学校	多西学童クラブ	草花2572	558-6230	120
五日市小学校	五日市学童クラブ	五日市315 五日市414-5	596-6753	145
増戸小学校	増戸学童クラブ	伊奈1157-5 伊奈1173	596-6999	155
	秋留台学童クラブ	二宮350	558-1250	25

※前田学童クラブは、野辺地区会館の工事のため、令和7年3月31日まで前田小学校で活動をしています。窓口でのお問合せは、こども政策課児童館係までお越しください。前田学童クラブの固定電話は、令和7年4月1日から繋がるようになります。

○若竹学童クラブと増戸学童クラブは、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に運営を委託しております。

○問合せ時間について

秋留台学童クラブ以外…午前9時から午後5時30分まで（月曜日から土曜日 祝日は除く）

秋留台学童クラブ……………午前8時30分から午後5時15分まで（月曜日から金曜日 祝日は除く）

入会申請にあたっての確認事項

お子様が安全に学童クラブでの生活を送れるよう、現在通園している（していた）保育園・幼稚園等へお子様の日頃の生活の様子を確認させていただく場合や、入会前に面談を実施させていただく場合がございます。

申請書等の提出時には、再度確認をお願いします

- ☐ 学童クラブ入会申請書（様式第1号）
- ☐ 家族健康状況等調査書
- ☐ 保護者等の状況確認書類
 - ☐ 就労証明書（父・母、同居している祖父母等）
 - ☐ 診断書の写し等
 - ☐ 母子手帳の写し（表紙と分娩予定のページ）
 - ☐ 求職活動状況申立書・求職活動中であることがわかる書類
 - ☐ 在学証明書・学校の時間割がわかる書類
 - ☐ 介護保険証の写し、介護スケジュールなど看護が必要であることがわかる書類

※記入例を参考にいただき、記入漏れが無いようお願いいたします。

※確認書類は、ホームページからダウンロードできます。

あきる野市こども家庭部こども政策課児童館係 電話 558-1250

